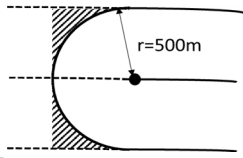


## 第75回神奈川県屋外広告物審議会 意見・質問及び回答

### 1 諮問事項（新東名高速道路の一部開通に伴う禁止地域の指定）について

委員名	意見・質問	事務局回答
すとう 天信 委員	当該地域は、大山観光の玄関口にあたり、今後の観光振興を考える上で、中・長期的な観光振興計画との整合性が問われる所である。 県の当局、地元の観光協会等と十分な意見交換は図られているのか。	伊勢原市、伊勢原市観光協会、伊勢原市商工会及び県観光企画課に説明を行い、伊勢原市商工会からは、事業者に対して周知をしっかりと行ってほしいとの意見がありました。 禁止地域の指定にあたっては、県ホームページで周知を行うとともに、当該地域の許可窓口である平塚土木事務所等において、事業者の方々へ丁寧に説明してまいります。 なお、大山地区については、国定公園（特別地域）のためすでに禁止地域に指定されており、大山地区へのアクセス道路として整備を進めている大山バイパス周辺についても、伊勢原市と連携して平成31年3月に「大山バイパス周辺広告景観形成地区」として指定し、良好な景観の保持や来訪者の適切な誘導案内を図るため、地域の特性などを踏まえた屋外広告物の規制・誘導を行っております。
高橋 晶子 委員	 <p>「終点から500m」の図（<math>r=500m</math>）は文言通りなのですが、個人的には、道路工事継続がほぼ決定しているので、上図斜線部を含むのがよいと感じます。 ただ、この定義で開通済エリアの告示がなされてきたなか、急に変更する必要もないと考えます。</p>	県では、禁止地域の範囲を道路の区域の境界線に沿った外側500mの地域と定めているため、今回お示しした図のように円弧状の範囲で設定しており、過去の禁止地域指定の際にも、同様に円弧状に設定しています。 区間延伸が決定している場合の取扱いについては、御指摘のとおり範囲設定とした場合には、基準を超えた規制を行うこととなるため、従来通りの規制の範囲に設定させていただいております。
里見 里奈 委員	関係自治体との協議状況はどうでしたか。	伊勢原市に説明を行いました。特に意見はありませんでした。

### 2 報告事項（条例施行規則別表第3の改正、審議会規則の改正）について

委員名	意見・質問等	事務局回答
すとう 天信 委員	広告塔及び広告板に関わる見直しについては、今後は「運用において、事業者には許可申請時等に協力依頼を行う」とあるが、協力依頼のあり方については、ガイドライン等を設ける考えはあるのか。	ガイドラインを設ける考えはありません。 今後も引き続き、位置や形状を統一するなど景観に配慮して掲出を行うよう、許可窓口である市町村・土木事務所を通じて事業者の方々に協力依頼を行ってまいります。
市川 よし子 委員	電車バスのラッピングについての見直しは理解したが、現在施行規則には自動車等に基準がない。最近大型トラックやトレーラーなどに巨大広告を表示する車があるが、青少年の健全育成に影響を及ぼすのではと懸念するものも散見される。 広告物の表示内容については、屋外広告物条例では規制がないことは承知しているが、今後の課題のひとつとして問題提起したい。	県では、公共交通機関である電車・路線バスを対象としたガイドラインを設けており、表示内容について、青少年保護の観点から、暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの等に該当しないよう求めています。 今後は、電車・路線バス以外の自動車等についても同様のガイドライン等を設けることについて、県内の独自条例を制定している横浜市や川崎市等と連携して、担当者会議の場を活用し、検討してまいります。